

厚生環境常任委員会関係

山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(定義)	(定義)
第2条 この条例において「認定こども園」とは、法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされた施設をいい、その他の用語は、法において使用する用語の例によるものとする。	第2条 この条例において「認定こども園」とは、法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされた施設をいい、その他の用語は、法において使用する用語の例によるものとする。
別表	別表
1 保育に従事する者の配置等	1 保育に従事する者の配置等
(1) 一略一	(1) 一略一
(2) 認定こども園に置く保育に従事する者（子どもの教育及び保育を行う者をいう。以下同じ。）の人数は、次に掲げるとおりであること。ただし、子どもが認定こども園を利用する時間内においては2人を下回らないこと。	(2) 認定こども園に置く保育に従事する者（子どもの教育及び保育を行う者をいう。以下同じ。）の人数は、次に掲げるとおりであること。ただし、子どもが認定こども園を利用する時間内においては2人を下回らないこと。
イ 満1歳に満たない子どもおおむね3人につき1人以上	イ 満1歳に満たない子どもおおむね3人につき1人以上
ロ 満1歳以上満3歳に満たない子どもおおむね6人につき1人以上	ロ 満1歳以上満3歳に満たない子どもおおむね6人につき1人以上
ハ 満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね <u>20人</u> につき1人以上	ハ 満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね <u>15人</u> につき1人以上
ニ 満4歳以上の子どもおおむね <u>30人</u> につき1人以上	ニ 満4歳以上の子どもおおむね <u>25人</u> につき1人以上
(3) 一略一	(3) 一略一
2～7 一略一	2～7 一略一

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(142) 一略一	(1)～(142) 一略一
(143) <u>大麻取締法</u> <u>大麻取扱</u> 7,000円 (昭和23年法律第 <u>124号</u>)第5条第1項の規定に基づく <u>大麻取扱者免許の申請に対する審査</u>	(143) <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u> (昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定に基づく <u>大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査</u> <u>大麻草採取</u> 7,000円
(144) <u>大麻取締法</u> <u>大麻取扱</u> 3,500円 <u>第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更</u>	(144) <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u> 第6条第3項の規定に基づく <u>大麻草採取栽培者の登録事項の変更</u> <u>大麻草採取</u> 3,500円
(145) <u>大麻取締法</u> <u>大麻取扱</u> 3,500円 <u>第10条第6項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付</u>	(145) <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u> 第7条第3項の規定に基づく <u>大麻草採取栽培者免許証の再交付</u> <u>大麻草採取</u> 3,500円
(146)～(478) 一略一	(146)～(478) 一略一
2 一略一	2 一略一

山形県青少年健全育成条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条関係（山形県青少年健全育成条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（有害行為のための場所の提供及び周旋の禁止）	（有害行為のための場所の提供及び周旋の禁止）
第15条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って場所を提供し、又は周旋してはならない。	第15条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って場所を提供し、又は周旋してはならない。
（1） <u>みだらな</u> 性行為又はわいせつな行為	（1） <u>淫らな</u> 性行為又はわいせつな行為
（2） 一略一	（2） 一略一
（3） 暴行又は <u>とばく</u> 行為	（3） 暴行又は <u>賭博</u> 行為
（4） 一略一	（4） 一略一
（5） <u>大麻</u> 、 <u>麻薬</u> 又は <u>覚せい剤</u> を使用する行為	（5） <u>麻薬</u> 又は <u>覚醒剤</u> を使用する行為
（6）～（8） 一略一	（6）～（8） 一略一

第2条関係（山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（定義）	（定義）
第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。	第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。
（1） <u>大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻</u>	（1） 一略一
（2） 一略一	（2） <u>麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬</u>
（3） <u>麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬</u>	（3）～（6） 一略一
（4）～（7） 一略一	（知事指定薬物の指定）
（知事指定薬物の指定）	（知事指定薬物の指定）
第13条 知事は、 <u>第2条第7号</u> に掲げる薬物のうち、県内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができる。	第13条 知事は、 <u>第2条第6号</u> に掲げる薬物のうち、県内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができる。
2及び3 一略一	2及び3 一略一
（指定手続の特例）	（指定手続の特例）
第14条 知事は、 <u>第2条第7号</u> に掲げる薬物の濫用により県民の健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合であって、緊急を要し、あらかじめ審議会の意見を聴くいとまがないときは、前条第2項の手続を経ないで、同条第1項の規定による指定をすることができる。	第14条 知事は、 <u>第2条第6号</u> に掲げる薬物の濫用により県民の健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合であって、緊急を要し、あらかじめ審議会の意見を聴くいとまがないときは、前条第2項の手続を経ないで、同条第1項の規定による指定をすることができる。
2 知事は、 <u>第2条第7号</u> に掲げる薬物が、他の	2 知事は、 <u>第2条第6号</u> に掲げる薬物が、他の

地方公共団体の条例に基づき、指定薬物に準ずる手続による科学的知見に基づく検証を経て指定薬物に準ずる規制が行われることとなったときは、当該薬物を前条第2項の手続を経ないで、同条第1項の規定による指定をすることができる。

3 一略一

(指定の失効)

第15条 第13条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1号から第6号までに掲げる薬物に指定され、又は該当するに至ったときは、その効力を失う。

2及び3 一略一

(緊急時の勧告)

第20条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物を含有すると疑われる物品の濫用により県民の健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該物品を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、広告し、購入し、譲り受け、使用し、又は当該物品の使用等の場所を提供し、若しくはあっせんし、若しくは当該物品の運送を行う者に対し、当該行為を中止し、又は当該物品を廃棄し、若しくは回収することその他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

2及び3 一略一

(公安委員会の要請)

第21条 公安委員会は、第2条第7号に掲げる薬物に関し、公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

地方公共団体の条例に基づき、指定薬物に準ずる手続による科学的知見に基づく検証を経て指定薬物に準ずる規制が行われることとなったときは、当該薬物を前条第2項の手続を経ないで、同条第1項の規定による指定をすることができる。

3 一略一

(指定の失効)

第15条 第13条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1号から第5号までに掲げる薬物に指定され、又は該当するに至ったときは、その効力を失う。

2及び3 一略一

(緊急時の勧告)

第20条 知事は、第2条第6号に掲げる薬物を含有すると疑われる物品の濫用により県民の健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該物品を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、広告し、購入し、譲り受け、使用し、又は当該物品の使用等の場所を提供し、若しくはあっせんし、若しくは当該物品の運送を行う者に対し、当該行為を中止し、又は当該物品を廃棄し、若しくは回収することその他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

2及び3 一略一

(公安委員会の要請)

第21条 公安委員会は、第2条第6号に掲げる薬物に関し、公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

山形県誰もががんと知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(がん医療の充実)</p> <p>第11条 県は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするとともに、より質の高いがん医療が提供されるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。</p> <p>(1) がん診療連携拠点病院等（厚生労働大臣が指定する都道府県がん診療連携拠点病院及び<u>地域がん診療連携拠点病院</u>並びに県が指定する山形県がん診療連携指定病院をいう。以下同じ。）の整備及び機能の強化の促進</p> <p>(2)～(8) 一略一</p>	<p>(がん医療の充実)</p> <p>第11条 県は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするとともに、より質の高いがん医療が提供されるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。</p> <p>(1) がん診療連携拠点病院等（厚生労働大臣が指定する都道府県がん診療連携拠点病院、<u>地域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院</u>並びに県が指定する山形県がん診療連携指定病院をいう。以下同じ。）の整備及び機能の強化の促進</p> <p>(2)～(8) 一略一</p>